

公益社団法人福井県観光連盟 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福井県観光連盟（以下「この法人」という。）定款第7条第1項の規定に基づき、この法人の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(年会費)

第2条 年会費は、原則3万円以上とする。

2 事業年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、月割として入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(会費等の使途)

第3条 前条の会費は、その50%以上を公益事業に充当するものとする。

(会費の納入)

第4条 この法人に入会した会員は、入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 会員は、毎事業年度の会費として、この法人所定の方法により納入しなければならない。

3 会員から納入された会費については、直ちに会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(会費の納入猶予および減免)

第5条 社会情勢の著しい変化等により、会費の納入猶予および減免が必要と認められるときは、会費の納入猶予および減免を行うことができる。

2 前項に規定する納入猶予の期間および減免の額については、その都度、理事会において決定するものとする。

(変更)

第6条 この規程は、定款第7条第1号の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月18日から施行する。